

令和 **7** 年度（令和7年6月～8年5月）

—— 市民税・県民税・森林環境税 ——

特別徴収のしおり

目 次

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務取扱いについて……	1. 2. 3
郵便局指定通知書	4
納入書の記載例	5. 6
給与所得者異動届出書の記載するときの注意	7. 8
給与所得者異動届出書の記載例	9. 10
●各種関係用紙	
給与所得者異動届出書（3枚）	11. 12. 13
特別徴収への切替届出書	14
給与支払者の所在地・名称等変更届出書	15

〒989-2480

宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

岩沼市 市民経済部市民・税務課

TEL (0223) 23-0291（直通）

FAX (0223) 22-2163

URL <https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/>

令和 7 年 5 月 1 5 日

特別徴収義務者 様

岩沼市長 佐藤 淳一

令和 7 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収について（依頼）

このことについて、地方税法第 4 1 条、第 3 1 9 条及び第 3 2 1 条の 4 第 1 項並びに岩沼市市税条例第 4 4 条及び第 4 5 条の規定により貴職を特別徴収義務者に指定し、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、御多忙中誠に恐縮に存じますが、「特別徴収のしおり」により令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月まで徴収の上、指定金融機関等に納入くださいますようお願いいたします。

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務取扱いについて

1 特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、市民税・県民税・森林環境税の納付について、給与支払者（事業主）が給与を支払う際、給与所得者（従業員）の給与からその方の市民税・県民税・森林環境税を差引きし、その税額を市に納入していただく納入方法のことをいいます。この場合、給与支払者（事業主）を特別徴収義務者、給与所得者（従業員）を納税義務者と呼びます。

2 各納税義務者への通知

同封した「特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は、各納税義務者へ速やかに交付してください。

なお、転勤、退職などによって交付することができない場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P7～参照）に添えて御返送ください。

3 特別徴収の方法

同封した「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の月割額が記載してありますので、第1回目の月割額は6月中に支払われる給与から徴収し、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月の給与から徴収してください。徴収した月割額は、納入書又は地方税共通納税システムで納入してください。

なお、納期限は各月分とも翌月10日となります。（翌月10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌開庁日）

4 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、法律の定めるところにより延滞金が加算されます。また、督促状が発せられたときは、督促手数料が加算されるほか、滞納処分を受けることがあります。

5 特別徴収税額の納期の特例

- (1) 給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所等は、納期限を年2回にまとめることができます。この特例の適用を受けるには、岩沼市長の承認が必要です。で、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。
 - (2) 特例適用後の納期は次のとおりです。
 - ア 6月から11月までに徴収した特別徴収税額の納期限・・・令和7年12月10日（11月分の納入書で納付）
 - イ 12月から5月までに徴収した特別徴収税額の納期限・・・令和8年6月10日（5月分の納入書で納付）
 - (3) 承認を受けた後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合は、速やかに「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。この場合は、届出日の属する月以前の各月に徴収すべき特別徴収税額については、届出月の翌月10日が納期限となります。（翌月10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌開庁日）
- ※ 「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」及び「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」は、岩沼市市民・税務課へ請求又は岩沼市ホームページからダウンロードしてください。

6 納入場所

七十七銀行 本・支店	仙台銀行 本・支店
仙南信用金庫 本・支店	仙台農業協同組合 本・支店
東北労働金庫 本・支店	相双五城信用組合 本・支店

※ 上記の金融機関等での納入が困難な場合は、「指定通知書」(P4)を郵便局に提出してください。提出した郵便局での納入が可能です。

7 月割税額の変更

通知した特別徴収税額に変更があったときは、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を送付しますので、変更した月割額により徴収してください。

なお、通知書が届く前に既に月割額を徴収していた場合は、その過不足額を翌月分等で調整してください。

8 特別徴収から普通徴収への切替

給与所得者（従業員）が退職等により給与の支払いを受けなくなったときは、特別徴収の方法による納付ができなくなりますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（P7～参照）を提出してください。提出を忘れますと、退職者等の残税額が特別徴収義務者の滞納額となり、御迷惑をお掛けすることがありますので、退職等の異動事由が発生した日の属する月の翌月15日までに必ず提出してください。

また、退職者等が下記の(1)又は(2)に該当する場合は、最後に支払われる給与又は退職手当等から残税額を一括徴収し、徴収した日の属する月の翌月10日までに納入してください。（翌月10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌開庁日）

(1) 退職の日が令和7年6月1日から12月31日までのとき

退職した納税義務者から一括徴収の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合は、一括徴収してください。

なお、本人から一括徴収の申出がない場合でも、確認の上、できるだけ一括徴収してください。

(2) 退職の日が令和8年1月1日から4月30日までのとき

令和8年5月31日までに残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の了解の有無にかかわらず未徴収税額を一括徴収してください。

9 普通徴収から特別徴収への切替

普通徴収の方法で納付していた給与所得者（従業員）が、就職等により給与の支払いを受けるようになり、本人から特別徴収の方法で納付したい旨の申出があったときは、「特別徴収への切替届出書」（P14）を提出してください。

ただし、普通徴収の納期限が経過した税額は、特別徴収に切替ができませんので御注意願います。

10 給与支払者（事業主）の所在地・名称の変更

給与支払者（事業主）の所在地・名称に変更があった場合は、「給与支払者の所在地・名称等変更届出書」（P15）を提出してください。

指 定 通 知 書

年 月 日

郵便局長 様

岩沼市長 佐藤 淳一



※黒色の印影を使用しています。

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税・森林環境税
(特別徴収税額) 取扱局に指定したので通知します。

記

認可又は承認番号	36号
1 口座番号	02250-6-960054
2 加入者の名称	岩沼市会計管理者
3 取りまとめ局	仙台貯金事務センター

納入書の記載例

1 納入金額に変更がない場合（通常の場合）

「納入金額(1)」欄に金額が印字されている場合は、納入金額に変更がない限りそのまま御使用ください。

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税領収証書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 0000000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 退 職 所得分 金 延滞金 額 督促 手数料 合計額
納期限 令和7年10月10日	※日計 口	
(特別徴収義務者)		

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税納入書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 0000000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 退 職 所得分 金 延滞金 額 督促 手数料 合計額
納期限 令和7年10月10日	※日計 口	
(特別徴収義務者)		

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 0000000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 退 職 所得分 金 延滞金 額 督促 手数料 合計額
納期限 令和7年10月10日	※日計 口	
(特別徴収義務者)		

2 納入金額に変更がある場合（退職等により一括徴収された場合を含む）

納入金額に変更がある場合は、印字してある金額を横＝線で抹消（訂正印不要）し、「納入金額(2)」欄の「給与分(一括徴収分を含む)」及び「合計額」に金額を記入してください。

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税領収証書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 0000000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 退 職 所得分 金 延滞金 額 督促 手数料 合計額
納期限 令和7年10月10日	※日計 口	
(特別徴収義務者)		

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税納入書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 0000000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 退 職 所得分 金 延滞金 額 督促 手数料 合計額
納期限 令和7年10月10日	※日計 口	
(特別徴収義務者)		

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 0000000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 退 職 所得分 金 延滞金 額 督促 手数料 合計額
納期限 令和7年10月10日	※日計 口	
(特別徴収義務者)		

3 退職所得分を納入する場合

退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合は、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」及び「合計額」に金額を記入してください。
また、裏面に特別徴収した市民税・県民税の額を記入してください。

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税領収証書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 〇〇〇〇〇〇	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 退職所得分 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 延滞金 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 督促手数料 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 合計額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
納期限	令和7年10月10日	
(特別徴収義務者)		

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税納入書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 〇〇〇〇〇〇	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 退職所得分 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 延滞金 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 督促手数料 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 合計額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
納期限	令和7年10月10日	
(特別徴収義務者)		

宮城県岩沼市個人市民税・県民税・森林環境税納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座記号番号	加入者名
042111	02250-6-960054番	岩沼市会計管理者
令和7年9月分	指定番号 〇〇〇〇〇〇	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 退職所得分 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 延滞金 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 督促手数料 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 合計額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
納期限	令和7年10月10日	
(特別徴収義務者)		

(記載例)

市民税 県民税 納入申告書	
(あて先) 岩沼市長	
令和7年10月10日提出	令和7年9月分 人員 1人
退職手当等支払金額	3,600,000
特別徴収税額	市民税 36,000 県民税 24,000
地方税法第50号の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 〇〇〇 〇〇〇 住所又は所在地 〒989-2433 岩沼市桜一丁目〇番〇号 氏名又は名称 〇〇物産 株式会社 電話 0223 - 22 - 0000	
納税義務者別の内訳	(受付印)
住所 岩沼市桜三丁目〇番〇号	退職手当等支払金額 3,600,000 円
氏名 岩沼太郎	勤続年数 6年0月
	市民税 36,000 円
	県民税 24,000 円
住所 岩沼市	退職手当等支払金額 円
氏名	勤続年数 年 月
	市民税 円
	県民税 円

〔御 注 意〕

左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書ですから、退職所得の市民税・県民税についてのみ記入してください。したがって、退職手当等が支払われなかった月は記入の必要はありません。

また、納入書等(表面)の納入金額(2)欄については、通常の給与分と退職所得分の税額をはっきりと区別してそれぞれの該当欄に記入してください。

《お 願 い》

この納入済通知書は、光学式文字読取装置で読ませますので、記入数字は記入例のとおり黒のボールペンで、丁寧に記入してください。

(記入例) ☒ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
※マークは記入しないでください。

(悪い例) (良い例)

• 太すぎない	124 ⇒ 124
• はみ出さない	679 ⇒ 679
• 小さすぎない	538 ⇒ 538
• 続けない	500 ⇒ 500
• 飾らない	179 ⇒ 179
• ※マークは記入しない	80 ⇒ 80

市民税・県民税・森林環境税

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

- 1 この異動届出書は、納税義務者に異動（転勤、退職、休職等）が生じた場合に、その異動のあった日の属する月の翌月15日までに岩沼市長に提出してください。
- 2 控えが必要な場合は、記入後に複写してから提出してください。
- 3 6月1日から12月31日までの間の退職者については、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができます。また、翌年1月1日から4月30日までの間の退職者については、5月31日までの間に未徴収税額を超える給与又は退職金の支払いがある場合は、本人の申出の有無にかかわらず、未徴収税額を一括徴収しなければならないことになっております。
なお、一括徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。（土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌開庁日。）
- 4 用紙が不足しましたらコピーするか、岩沼市ホームページからダウンロードした様式を御利用ください。
（<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/>）→「市県民税特別徴収の様式について」

記載するときの注意

1 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、岩沼市に提出した給与支払報告書に記載された方のうち、特別徴収税額がない方で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がいる場合に4月15日までに岩沼市長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている方で、特別徴収税額のある方が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の15日までに岩沼市長に提出してください。

3 「住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

4 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった方が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んで、①を記入してください。

(2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んで、②を記入してください。

次の④から⑥までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先で特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

④ 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

⑤ 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

⑥ 死亡による退職であるため。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。

5 「1月1日から退職時までの給与支払額」の欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を記載し、「社会保険料控除額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

記載例（退職により未徴収税額を一括徴収する場合）

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

(宛先)岩沼市長		給 与 支 払 報 告 書 特 別 徴 収 者	名 称 (氏 名)	〇〇物産 株式会社										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
			所在地 (住 所)	〒 989 - 2433 岩沼市桜一丁目〇番〇号										特別徴収義務者 指 定 番 号	〇〇〇〇〇〇					
7 年 10 月 1 日提出		給 与 所 得 者	個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	担 当 者	課・係	総務課 人事係	
			フリガナ	イワヌマ タロウ										異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額			
		氏 名	岩沼 太郎 (旧姓)										7 年	1. 退職	1. 特別徴収継続 下の①を記入	1,400,000 円				
		個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	10 月 31 日	2. 転勤	2. 一括徴収 下の②を記入	控除社会保険料額		
		生年月日	大 昭 平 60 年 12 月 31 日											3. 休職						
		受給者番号	〇〇〇〇〇											4. 長						
		住所	岩沼市桜三丁目〇番〇号											5. 死						
		給与の支払いを受けなくなった後の住所												6. その他						
			120,000 円												3. 普通徴収 (理由)	170,000 円				
			40,000 円																	
			80,000 円																	

こちらから指定している9から始まる6ケタの番号または4から始まる7ケタの番号

退職後支払われる給与等から未徴収税額を一括で徴収する場合は、一括徴収に、未徴収税額を本人が納める場合は普通徴収に"〇"を付けてください。

①給与と所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る	新 給 与 支 払 者 (新特別徴収義務者)	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号		[] ・ 新規
月割額 円を [] 月分([] 月 [] 日納期限分) から徴収することで確認済です。		名 称	課・係		
		所在地	氏 名		
		法人番号	電 話		

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額	
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため	7 年 10 月 24 日	80,000 円	80,000 円
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	一括徴収した税額は、10 月分 (11 月 10 日 納期限分) で納入します。		

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日	□	□		
	次年度	F	M		
	有・無	□	□		

1月1日以降は、本人の申し出がなくても、必ず一括徴収してください。

12月31日以前に一括徴収する場合は、必ず本人の希望を聞いてください。

給 与 支 払 報 告 収 入 異 動 届 出 書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(宛先)岩沼市長 7 年 10 月 1 日提出	給 (特 別 徴 収 義 務 者) 与 支 払 者 (者)	名 称 (氏 名)	〇〇物産 株式会社												特別徴収義務者 指 定 番 号	〇〇〇〇〇〇 ←				
		所 在 地 (住 所)	〒 989 - 2433 岩沼市桜一丁目〇番〇号												担 当 者	課・係	総務課 人事係			
			氏 名	岩沼 花子																
		個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		2	電 話	0223-22-0000		

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 <u>10,000</u> 円を 11 月分(12 月 10 日納期限分) から徴収することで確認済です。	(新特別徴収義務者) 新給与支払者	名 称	フリガナ <u>カブシキガイシャ オオオオシヤ</u> 株式会社 <u>オオオオ支社</u>	特別徴収義務者 指 定 番 号	000000 ・ 新規		
		所在地	〒 <u>989-2433</u> <u>岩沼市桜五丁目〇番〇号</u>		担 当 者	課・係	<u>人事課 ペイロール班</u>
		法人番号	<u>1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 3</u>			氏 名	<u>岩沼 次朗</u>
						電 話	<u>0223-22-0000</u>

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が12月31日以前で、申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	年 月 日	円	円
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	一括徴収した税額は、 月分 (月 日 納期限分)で納入します。		

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日				
	次年度	F	M		
	有・無				

– 10 –

年度 給与特別徴収報告書に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
(宛先)岩沼市長 年 月 日提出		給 (特 別 徴 収 義 務 者)	名 称 (氏 名)								特別徴収義務者 指 定 番 号						
			所 在 地 (住 所)	〒							担 当 者	課・係					
			個人番号 又は法人番号									氏 名					
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額		
	氏 名	(旧姓)										年 月 日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. そ の 他 ()	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由)	円		
	個人番号									月分 月分 から まで				円			
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	受給者番号							円				
	住 所	給与の支払いを受けなくなった後の住所											円				

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を 月分(月 日納期限分) から徴収することで確認済です。		(新 給 与 支 払 者)	名 称	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	[] ・ 新規	
			所在地	〒	担 当 者	課・係	
受給者番号			法人番号			氏 名	
						電 話	

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額	
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
	1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため	月 日 円	円
	2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	月 日 円	
	一括徴収した税額は、 月分 (月 日納期限分)で納入します。		

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日	□	□		
	次年度	F	M		
	有・無	□	□		

キ
リ
ト
リ
線

(宛先)岩沼市長 年 月 日提出			給 (特 別 徴 収 義 務 者)	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号				
				所 在 地 (住 所)	〒										担 当 者	課・係			
																氏 名			
個人番号 又は法人番号																電 話			
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額	
	氏 名	(旧姓)													1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. そ の 他 ()	1. 特別徴収継続 下の①を記入 2. 一括徴収 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由)			
	個人番号														年			円	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日				受給者番号						月分 から	月分 まで			月 日			控除社会保険料額
	住 所	給与の支払いを受けなくなった後の住所																	

上記の者に係る 月割額 円を 月分(月 日納期限分)	(新特別徴収義務者) 新給与支払者	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	[] ・ 新規		
		名 称			担 当 者	課・係
		所在地				氏 名
から徴収することで確認済です。	受給者番号	法人番号	電 話			

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	月 日	円	
	月 日	円	
	月 日	円	
	円		
一括徴収した税額は、 月分 (月 日 納期限分) で納入します。			

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日	☐	☐		
	次年度	F	M		
	有・無	☐	☐		

年度 給与特別徴収報告に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

															1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(宛先)岩沼市長 年 月 日提出		給 与 特 別 徴 収 義 務 者 -	名 称 (氏 名)												特別徴収義務者 指 定 番 号			
			所 在 地 (住 所)		〒										担 当 者	課・係		
			個人番号 又は法人番号													氏 名		
																電 話		
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額
	氏 名	(旧姓)													1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. そ の 他 ()	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由)	円	
	個人番号												月分 月分 から まで				円	
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	受給者番号								円				
	住 所	給与の支払いを受けなくなった後の住所														円		

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を 月分(月 日納期限分) から徴収することで確認済です。		(新 給 与 特 別 徴 収 義 務 者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	[] ・ 新規		
			名 称											担 当 者	課・係		
			所在地	〒											氏 名		
受給者番号			法人番号												電 話		

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当 等の支払予定月日	一括徴収予定額	
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
	1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため	月 日 円	
	2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	月 日 円	
	月 日 円		
一括徴収した税額は、 月分 (月 日 納期限分) で納入します。			

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日	□	□		
	次年度	F	M		
	有・無	□	□		

年度

特別徴収への切替届出書

(宛先) 岩沼市長 年 月 日提出	給 (特 与 別 徴 収 義 務 者)	フリガナ												特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 (氏 名)														
		所在地 (住 所)	〒											担 当 者	課・係	
		法人番号														氏 名
													電 話			

給 与 所 得 者	フリガナ				生 年 月 日	大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日	年 税 額 (普通徴収税額) ①	普通徴収納付済額 (納期限到来分) ②	特別徴収への切替額 ③(①-②)
	氏 名								
	住 所								
	通知書番号	徴 収 開 始 年 月	(年 月分から 日納期限分)						
	就職年月日	年 月 日	受給者番号				円	円	円

注意

- 希望がある場合は、給与所得者(以下「本人」という。)の課税されている市町村へ提出してください。
(なお、課税されている市町村について、現住所と異なる場合があるため御注意ください。)
- 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収に切り替えできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
- 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認の上、記入してください。
- 「徴収開始年月」は、提出日が月の初めから20日頃までは翌月から、それ以降は翌々月からとなります。

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日	☐	☐		
	次年度	F	M		
	有 ・ 無	☐	☐		

キ
リ
ト
リ
線

変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 合併 5. その他()		変 更 年 月 日	年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後		
所 在 地 (住 所)	〒	〒		
フ リ ガ ナ 名 氏 称 (氏 名)				
送 付 先	〒	〒		
電 話				
備 考				

※会社合併等に伴い指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も提出してください。

※所在地(住所)・名称(氏名)等の変更を反映させた納入書は送付しませんので、訂正前のものをそのままお使いください。

– 15 –